

事務連絡  
令和2年5月7日

各住宅宿泊管理業者 各位

中部地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における  
国税の取扱いについて

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問い合わせや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行う」とされたところです。

これに関連して、国税の取扱いに関する別添のパンフレットが、国税庁のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

- 別添1 新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続で期限延長が可能です
- 別添2 青色申告をはじめませんか
- 別添3 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください
- 別添4 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 納税を猶予する「特例制度」(案)
- 別添5 欠損金の繰戻しによる還付の特例(案)
- 別添6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例(案)

(参考) 国税庁ホームページ

トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

【住宅宿泊管理業に関すること】  
中部地方整備局 建政部建設産業課  
住宅宿泊管理業係 清水  
TEL 052-687-8523 (直通)  
FAX 052-953-8606